

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成21年
6月26日
(金曜日)

目次

告示	一
指定代理納付者の指定(政策企画課)	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
保安林の指定(美祢市)(森林整備課)	三
道路の区域の変更(道路整備課)	四
道路の供用の開始(道路整備課)	五
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	五
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表(水産振興課)	五
公安委規則	八
警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則	八
山口県道路交通規則の一部を改正する規則	九
公安委告示	九
警備員等の検定の実施	九
技能検定員審査の実施	〇
教習指導員審査の実施	一



山口県告示第二百七十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定によ

り、指定代理納付者を次のとおり指定した。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
ヤフー株式会社
東京都港区赤坂九丁目七番一号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入
やまぐち元気寄附金(インターネットを利用して納付されるものに限る。)
- 三 指定の期間
平成二十一年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間

山口県告示第二百七十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十一年六月二十六日から同年七月十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 セントラル硝子株式会社
住 所 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 セントラル硝子株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字冲宇部五二五三番地
- 三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構		造		使用の方法	
	能 (m^3 /日)	力	予 定	完 成	間 隔	時 間
			予 定	完 成	間 隔	時 間

中和槽	種類	項目		汚水等		汚染物質		状態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)		
		処理前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	ふっ素 (mg/l)	通	常	最		大	
		一〇	二九	七	一一	〇〇〇〇	四〇〇〇	五〇	七六	三六	六九	一四	六一四九・六	七、三四八・一

(一) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

沈殿池	"	凝集沈殿槽	中和槽	種類	構造	能	処理の方式	間使用時間	の一使用当たり	概季節的変動の要	工事着手予定	工事完成予定	使用開始予定
素掘り	"	"	コンクリート製			(t/日)	中和連続	二四時間	変動なし		平成二一、七、一七	平成二一、一〇、三	平成二一、一
"	"	"	"				沈殿	"	"	"	(既	"	(設

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

備考	(一)の表の備考は、この表について準用する。	種類	汚水等		汚染物質		状態		値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)			
			水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)							
"	七四	八・四	九	七	二二	一六	二四	"	五〇	七六	〇・四	〇・九	五、三五八・八	一〇、九三九・一

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考	"	七四	一四、四〇〇	平成二二、七、一七	平成二二、一〇、三	平成二二、一	連続	二四時間	変動なし
十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。	"	"	"	"	"	"	"	"	"

二九一七、二九一八の二、二九一八の三、字后弁天二二二九、字釜ヶ迫二二三〇、二二三一、二二三三、二二三四、二二三七、二二三七の二、二三四一、二三四一、二三四一、二四三の二、二九〇二、二九〇五、二九六八、字小水第二二二三三、二二三六、二二三七、二三四〇、二三四二の二、二三四五、二三四五の二、二九二一、二九六七、字東ノ尾二三四四、二三四五の二、二三四五の二、二三四七、二三四九、二三五二、二三四四、二三五五の二、字小水第三二二四六、二三四七、二三四八の二、二三四八の三、二三四九、二三五一の二、二三五一の二、二九五五、字倉谷二五三から二五六まで、字西蓮ヶ迫二五九の二、二二六〇、二二六一、二二六三、二二六五、二二六六、二九一九、二九二〇、字奥蓮ヶ迫二二六七、二二七〇、二二七一の二、字向山二二〇四、字中堤迫二二二九、二二四一〇、字堤迫二二二二、二二三三、二三八七、字空田二二五八、一三六一、一九〇一、字前堤迫二二七八、二三八一の三、二三八二、二三八三、二八九六、二八九七、字宮ノ后第二二九一三、字堤ヶ迫二九八七の九、二九八七の二、二九八七の三、二九八七の二六、二九八七の三九、二九八七の四〇、二九八七の四八から二九八七の五〇まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第二百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道
路線名 四三七号
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
岩国市周東町祖生字日村七九三の二 地先から 同市周東町祖生字後藤谷八〇三の二 地先まで	間	新	最狭 最広	三六・三 六九・六	七七・〇	
		旧	最狭 最広	三九・二 六九・六	七七・〇	

道路の種類 県道
路線名 通津周東線
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
岩国市周東町祖生字日村七九五の二 地先から 同市周東町祖生字後藤谷八〇三の二 地先まで	間	新	最狭 最広	一九・六 六九・六	六一・五	
		旧	最狭 最広	二四・五 六九・六	六一・五	

道路の種類 県道
路線名 本郷周東線
道路の区域

区	間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
		新	旧			
岩国市美和町下畑字風呂の原二四一 七の五地先から 同市美和町下畑字横ふけ二二八九の 一地先まで	間	新	最狭 最広	八・六 五六・六	三〇八・二	道路改良工 事の完了による。
		旧	最狭 最広	一三・〇 二四・二	五五六・二	

山口県告示第二百八十号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年六月二十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 本郷周東線	岩国市美和町下畑字風呂の原二四一七の五地先から 同市美和町下畑字横ふけ二八九の一先地まで	平成二十一年六月 二十七日



(二〇八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年六月二十六日から同年十月二十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 宇部北琴芝複合店舗
所在地 宇部市北琴芝二丁目五六九の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
青山商事株式会社 広島県福山市王子町一丁目三番五号 青山 理
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗の名称

(仮称) 宇部北琴芝複合店舗 宇部北琴芝複合店舗

四 届出年月日

平成二十一年六月十二日

五 変更年月日

平成二十一年二月二十八日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十一年二月十日山口県公告(四六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年六月二十六日から同年七月二十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 防府ショッピングセンター
所在地 防府市中央町一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一〇) 山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成八年法律第七十七号)第四条第七項の規定により、山口県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「計画」という。)を変更したので、同条第十項において準用する同条第五項の規定により、変更後の計画を次のとおり公表します。

平成二十一年六月二十六日

山口県知事 二井 関成

一 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

(一) 基本理念

区	分	期	間	数	量

1 我が国周辺水域における海洋生物資源は、低水準、減少傾向にあり、本県海域においても同様な傾向を示しているものが多くなっている。今後とも水産業の発展を図っていくためには、その基幹となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 このようなことから、県としては、国及び関係機関と連携し、特定海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についての科学的知見を踏まえ、漁業の経営状況等に十分配慮しつつ、海区漁業調整委員会及び関係者の意見を聴いた上で、その自主的な海洋生物資源の管理を推進することともに、海洋生物資源を持続的に利用するための適切な資源管理措置を講じることにより、漁業の発展と水産物の供給の安定を図る。

(一) 漁獲量及び漁獲努力量の管理

1 資源量に応じた漁獲を実現するため、国の基本計画により決定された第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に対して、適切な管理措置を講じる。

2 国の基本計画により決定された第二種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に対して、適切な管理措置を講じる。

3 漁獲可能量及び漁獲努力可能量を適切に管理するため、漁業者等に対し、必要な指導及び監督を行う。

(二) 資源回復計画の推進

緊急に資源の回復を図ることが必要な海洋生物資源について、漁獲努力量の削減をはじめ、資源の積極的な培養、漁場の環境の保全等を内容とする資源回復計画を作成するとともに、それに基づく具体的な取組を総合的に進める。

二 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量の管理の対象となる数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十一年の管理の対象となる期間及び数量は、次のとおりである。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

また、過去において漁獲実績があるものの、そのことによる影響が少ないと認められる第一種特定海洋生物資源については、「若干」とし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるようにする必要がある。

区分	採捕の種類	数	量
まあじ	中型まき網漁業	三、二〇〇トン	四、八〇〇トン
"	小型まき網漁業	若干	若干
"	敷網漁業	若干	若干
"	すくい網漁業	若干	若干

三 第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量について、第一種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

本県に定められた第一種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲可能量に係る平成二十一年及び平成二十一年の数量について、採捕の種類別の数量は、次のとおりとする。ただし、まあじについては、漁場の形成状況が毎年大きく変化することから、国の基本計画に基づき、数量を変更することがある。

なお、海域別及び期間別の数量は、定めない。

また、過去において漁獲実績があるものの、第一種特定海洋生物資源に対して、影響が少ないと認められる漁業については、「若干」とし、ほとんど影響しないと認められる漁業については、明示しないこととする。

まあじ	まいわし	まさば及びごまさば	するめいか
平成二十年一月から同年十二月まで	平成二十年一月から同年十二月まで	平成二十年七月から平成二十一年六月まで	平成二十一年一月から同年十二月まで
五、〇〇〇トン	六、〇〇〇トン	若干	若干

"	定置漁業権に基づく定置漁業(以下「大型定置漁業」という。)	若干	若干
---	-------------------------------	----	----

四 第一種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(一) まあじ

中型まき網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、当該漁業者間の話し合いを進める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(二) まいわし

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(三) まさば及びごまさば

中型まき網漁業については、許可隻数等について現状どおりとし、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

また、小型まき網漁業、敷網漁業、すくい網漁業及び大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

(四) するめいか

大型定置漁業については、資源管理及び合理的な漁業経営の確立等を推進しながら、現状の漁獲努力量を増加させることなく、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努める。

五 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量の管理の対象となる量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の管理の対象となる採捕の種類並びに当該採捕の種類に係る海域及び期間並びに量は、次のとおりである。

区分	採捕の種類	海域	期間	量(隻日)
----	-------	----	----	-------

区分	採捕の種類	海域		期間	量(隻日)
		瀬戸内海	瀬戸内海		
いまがれ	小型機船底びき網漁業(手繰第二種漁業及び手繰第三種漁業に限る。)	周防灘	周防灘	平成二十一年一月一日から同年二月十日まで	一、六八五
		周防灘	周防灘	平成二十一年一月一日から同年九月十日まで	一、六八五
さわら	さわら流網漁業	瀬戸内海	瀬戸内海	平成二十一年六月十一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
		瀬戸内海	瀬戸内海	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

六 第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量について、第二種特定海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の量に関する事項

本県に定められた第二種特定海洋生物資源の種類ごとの漁獲努力可能量に係る平成二十年及び平成二十一年の量について、採捕の種類別、海域別又は期間別の量は、次のとおりとする。

区分	採捕の種類	海域		期間	量(隻日)
		安芸灘及び伊予灘	周防灘		
いまがれ	小型機船底びき網漁業(えびこぎ網漁業及びびけた網漁業に限る。)	安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成二十一年六月十一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五
さわら	さわら・たい・まながつお流さし網漁業	安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成二十一年六月十一日から同年七月三十一日まで	九、〇〇〇
		安芸灘及び伊予灘	周防灘	平成二十一年九月一日から同年十一月三十日まで	一三、四五五

平成二十一年一月 十一日から同年二月 十日まで	一、六八五
-------------------------------	-------

七 第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会の指示する操業制限等に従って操業するように指導するとともに、第二種特定海洋生物資源知事管理努力量に係る漁獲努力量等が迅速に知事に報告されるような体制の整備を進める。

八 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項
海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するためには、詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実強化を進める。



警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第六号

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則の一部を改正する規則

警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「護身用具」の下に「（鋭利な部位がないものに限る。）以外のもの」を加え、各号を次のように改める。

- 一 警戒棒
 - 二 警戒杖
 - 三 さすまた
 - 四 非金属製の楯たもと
 - 五 前各号に掲げるもののほか、携帯することにより人に著しく不安を覚えさせるおそれがなく、かつ、人の生命又は身体に重大な危険を及ぼすおそれのない物
- 第三条の見出し中「特例」を「制限」に改め、同条第一項を次のように改める。

前条第一号の警戒棒は、長さが三十センチメートルを超え九十センチメートル以下の円棒であつて、次の各号に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量を超えないものでなければならない。

- 一 三十センチメートルを超え四十センチメートル以下のもの 百六十グラム
 - 二 四十センチメートルを超え五十センチメートル以下のもの 二百二十グラム
 - 三 五十センチメートルを超え六十センチメートル以下のもの 二百八十グラム
 - 四 六十センチメートルを超え七十センチメートル以下のもの 三百四十グラム
 - 五 七十センチメートルを超え八十センチメートル以下のもの 四百グラム
 - 六 八十センチメートルを超え九十センチメートル以下のもの 四百六十グラム
- 第三条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定」を「前条の規定にかかわらず、警備業者及び警備員」に、「適用しない」を「警戒棒を携帯してはならない」に改め、同項を同条第二項とする。

第四条の見出し中「特例」を「制限」に改め、同条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

第二条第二号の警戒杖は、次に掲げる警備業務を行う場合に限り携帯することができる。

第四条第二項中「前項」を「第二条第二号」に、「のいずれかに該当する」を「に掲げる長さの区分に応じ、それぞれ当該各号に定める重量を超えない」に改め、各号を次のように改める。

- 一 九十センチメートルを超え百センチメートル以下のもの 五百十グラム
 - 二 百センチメートルを超え百十センチメートル以下のもの 五百七十グラム
 - 三 百十センチメートルを超え百二十センチメートル以下のもの 六百三十グラム
 - 四 百二十センチメートルを超え百三十センチメートル以下のもの 六百九十グラム
- 第四条第三項中「第一項の規定」を「第二条及び第一項の規定にかかわらず、警備業者及び警備員」に、「適用しない」を「警戒杖を携帯してはならない」に改める。
- 第五条を削る。

附則

- (施行期日)
- 1 この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。
- (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に携帯されている改正前の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止及び制限に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第三条第二項の警戒棒又は改正前の規則第四条第二項の警戒杖は、この規則の施行の日から起算して十年を経過する日までの間は、改正後の警備業者及び警備員の護身用具の携帯の禁止

及び制限に関する規則第三条第一項又は第四条第二項の規定にかかわらず、引き続き携帯することができる。

山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年六月二十六日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第七号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項第一号の表二輪の自転車及び三輪の普通自転車の項乗車人員の欄を次のように改める。

一	十六歳以上の運転者が幼児用座席に幼児（六歳未満の者をいう。以下同じ。）一人を乗車させている場合
二	十六歳以上の運転者が幼児二人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び二の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車を用いる。）の幼児用座席に幼児二人を乗車させている場合
三	十六歳以上の運転者が四歳未満の者一人を背負い、ひも等で確実に緊縛している場合（二に掲げる場合を除く。）
四	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の十四第二項の自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路において、乗車装置に応じた人員を乗車させている場合

第十一条に次の二号を加える。

九 自動車を運転する場合において、法第七十一条の五第二項に規定する普通自動車対応免許を受けた者でその運転する普通自動車に法第七十一条の六第一項に規定する標識を付けることを条件として当該免許を受けたものが補聴器を用いずに表示自動車（当該標識を付けた普通自動車をいう。以下この号において同じ。）を運転しているときは、危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該表示自動車の側方に幅寄せをし、又は当該自動車が進路を変更した場合にその変更した後の進路と同一の進路を後方から進行して行く表示自動車と当該自動車との間に法第二十六条に規定する必要な距離を保つことができないこととなるときは進路を変更しないこと。

十 自転車を運転するときは、携帯電話用装置を手で保持して通話をし、又は画像表示用装置に表示された画像を注視しないこと。

第十四条第二項第一号中「戸籍抄本又は」を削り、「写し」の下に「又は運転免許証の写し」を加える。

別記第九号様式の注4の(1)及び別記第九号様式の2の注3の(1)中「~~「写し」を削り、「写し」を「写し」又は運転免許証の写しに改める。~~」を削る。

※	欄	を削る。
---	---	------

附則

この規則は、平成二十一年七月一日から施行する。

山口県公安委員会告示第二十九号

警備業法（昭和四十七年法律第百十七号）第二十三条第一項の規定により、警備員等の検定を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十六日

山口県公安委員会

一 検定を行う警備業務の種別及び級並びに受検定員

種別	級	受検定員
----	---	------

二 検定の日時及び場所

日	時	場	所
---	---	---	---

平成二一、九、二六	午前九時から午後五時まで	山口市仁保下郷一四五九番地	山口県警察学校
-----------	--------------	---------------	---------

三 受検資格

山口県内に住所を有する者又は山口県内の営業所に属する警備員のうち山口県外に住所を有するもの（以下「県外在住警備員」という。）であつて、次のいずれかに該当する者であること。

(一) 交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であるもの

(二) 公安委員会が(一)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

四 検定申請書の受付期間及び時間

平成二十一年七月二十七日（月曜日）から同月三十一日（金曜日）までの午前八時

三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が受検定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

五 検定申請書の提出先

山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

六 提出書類

(一) 検定申請書

(二) 添付書類

1 山口県内に住所を有する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面

2 県外在住警備員にあつては、その者が山口県内の営業所に属することを疎明する書面

3 三の(一)に該当する者にあつては、交通誘導警備業務二級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が一年以上であることを疎明する書面

4 三の(二)に該当する者にあつては、一級検定受検資格認定書の写し

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)二枚

七 受検手数料

一万四千百円に相当する山口県収入証紙を検定申請書の下部余白欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において交付する。

九 その他

(一) 警笛は、受検当日各自持参すること。

(二) 検定申請書は、山口県内に住所を有する者にあつては住所地（その者が警備員である場合は、その者が属する山口県内の営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署、県外在住警備員にあつてはその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署に請求すること。

(三) 検定についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話〇八三一九三三〇一〇内線三〇一八）にすること。

山口県公安委員会告示第三十号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十六日

山口県公安委員会

一 審査の種類

技能検定員審査（大自二）

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十一年七月三十日（木曜日）及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年七月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）

(二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面

(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。) ()

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万四千百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	一千二百五十円
三 教則の内容となっている事項	一千五百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千円
備考 特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減ずるものとする。	

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第三十一号

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十一年六月二十六日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
教習指導員審査(普通)
- 二 審査の日時及び場所

一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	減ずる額	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能		千三百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能		千三百五十円
四 教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識		千三百五十円

(一) 日時 平成二十一年七月二十八日(火曜日)及び同月二十九日(水曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年七月十三日(月曜日)から同月十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。)(別記様式第一号によること。))
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料
一万二千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

五	自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六	教習指導員として必要な教育についての知識	千二百円
備考	普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
教習指導員審査（大自二）
- 二 審査の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十一年七月三十日（木曜日）及び同月三十一日（金曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十一年七月十三日（月曜日）から同月十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書（規則別記様式第一号によること。）
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

平成二十一年六月二十六日印刷
平成二十一年六月二十六日発行

発行人 山口県知事

七 審査手数料
九千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千三百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千二百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千二百五十円

備考
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に五百円を減ずるものとする。

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。